

2021年（令和3年）3月18日

内閣総理大臣 菅 義 偉 殿
衆議院議長 大 島 理 森 殿
参議院議長 山 東 昭 子 殿
各政党代表者 各 位

大阪弁護士会
会 長 川 下 清

辺野古新基地建設問題を含め、沖縄に米軍基地が偏在している問題に対し
真摯かつ不断に取り組むことを政府に対して求める意見書

第1 意見の趣旨

政府に対し、辺野古新基地建設問題を含め、沖縄に米軍基地が偏在している問題
に対し、真摯かつ不断に取り組むことを求める。

第2 意見の理由

1 はじめに

本来、沖縄県内の米軍基地の問題は、自国の防衛問題という国民全体の問題である
にもかかわらず、私たちは沖縄県内の問題として目をつぶってきたと言わざるを
得ない。私たちは、沖縄県内の米軍基地の問題を改めて国民全体の問題、ひいては
本邦に居住するすべての人の安全と人権の問題として捉え直し、沖縄県内の米軍基
地をいかに減らすことができるかを真剣に考えなければならない。

そのため、当会は、沖縄弁護士会が、2018年12月10日、全ての日本国民
に対し、沖縄の問題を自らの問題、日本の問題としてとらえ、同じ国民として痛み
を分かち合い、苦しみを共有し、主体的に解決策を模索することを呼びかけたこと
を受け、自戒を込めて、この意見書を発出する。

2 沖縄の米軍基地問題は、沖縄に住む人たちの生活と命と人間の尊厳にかかわる問 題であること

2004年8月、普天間飛行場に隣接する沖縄国際大学に大型ヘリコプターが墜
落した事故は、普天間飛行場の危険性を改めて世に知らしめた。2012年10月
に普天間飛行場に配備されたオスプレイが、2016年12月に名護市安部の海岸
近くに墜落する事故も生じている。最近でも、2017年12月、普天間飛行場周
辺の保育園に、ヘリコプターの部品が落下し、小学校にヘリコプターの窓が落下す
るなどの事故が立て続けに起こっている。

普天間飛行場は世界で最も危険な飛行場と言われており、普天間飛行場の解消は喫緊の課題である。それ故、普天間飛行場の移設が計画されたのであるが、辺野古新基地建設計画は、沖縄に住む人たちから強い反対の意向が示されており、普天間飛行場の速やかな解消策になっていない。

しかも、沖縄の米軍基地問題の根本的問題点は、普天間飛行場を移転させただけで解消するわけではない。

まず、嘉手納基地も普天間飛行場同様、住宅街に近接しており、しかも、日本の騒音規制が及ばないため、軍用機の発着による騒音は周辺住民の生活環境に対する大きな人権問題となっている。

すなわち、日常的に発生する航空機騒音は、嘉手納基地周辺住民の生活環境に大きな影響を与えており、2015年に沖縄県及び関係市町村が実施した航空機騒音測定結果によると、嘉手納基地周辺では21測定局のうち8局で継続的に環境基準値を超過しており、そのレベルも最大ピークレベルで飛行機のエンジン近くと同程度の騒音が、平均ピークレベルでも騒々しい工場内と同程度の騒音が発生していることになる。騒音防止協定はあるものの実質的には機能していないため、嘉手納基地周辺では、夜間（22時から午前6時）においても広範囲で騒音が測定されているのであり、このような騒音被害が、嘉手納基地周辺の住民の健康にとって大きな脅威となっていることは、これまでの嘉手納基地爆音訴訟において認定されているところである。

また、沖縄県内に米軍基地が過度に偏在していることにより、沖縄県内においては、他県とは比べ物にならないくらい米軍機事故が多発している。

すなわち、米軍普天間飛行場所属のCH53D大型輸送ヘリが沖縄国際大学に墜落した2004年から18年までの15年間だけでも、沖縄県内で発生した米軍航空機の関連事故は511件に上っており、その内訳は、墜落が9件で、部品落下や機体からの出火、パンクなどが92件、緊急着陸や不時着が410件である。

このような航空機事故のほか、パラシュート降下訓練に伴う事故、被弾事故、さらには山林火災、赤土汚染、PCB流出事故、油状物質（タール状物質）汚染、六価クロム、鉛、フッ素、ヒ素汚染などの環境汚染も生じている（詳細は、2016年9月16日福岡高裁那覇支部判決参照）。また、2019年1月に沖縄県が実施した嘉手納基地周辺の水質調査においては、町内の湧水や地下水から高濃度の有機フッ素化合物が検出され、基地による地下水の汚染が懸念されている状況にある。

さらに沖縄に住む人たちの尊厳にとって深刻な問題は、米軍人、軍属とその家族（以下「米軍関係者」という。）による公務外の事件事故、とりわけ米軍関係者による殺人、強盗、強姦等の凶悪犯罪が多発している点を指摘しなければならない。沖縄県警察本部が取りまとめた数字によると、2020年9月末時点で、1972

年に沖縄が日本復帰して以降、在沖米軍基地から派生する米軍関係者による刑法犯摘発件数は累計で6052件、そのうち殺人や強盗、強姦、放火など凶悪犯罪が581件となっている。しかも公務外の犯罪に関する第1次裁判権は日本にあるものの、「日本国が裁判権を行使すべき合衆国軍隊の構成員又は軍属たる被疑者の拘禁は、その者の身柄が合衆国の手中にあるときは、日本国により公訴が提起されるまでの間、合衆国が引き続き行うものとする」という日米地位協定17条5項(c)などにより、日本の捜査権が、米軍人・軍属に有効かつ適切に及んでいるとは言えない状況にある。これは、日米地位協定に派生する問題であるとともに、日本の司法制度において、被疑者の人権保障が十分でないことが大きな障害となっているところであり、短期間のうちに解消する問題ではないが、沖縄に住む人たち、とくに被害を受けた方々やご遺族にとっては、人間の尊厳を害する事態が容認されている、不条理な状況としか映らない現状にある。

3 沖縄県内に米軍基地が偏在している状態の解消なくして、沖縄に住む人たちが人権侵害の危険にさらされている現状を解消する方法はないこと

これら沖縄に住む人たちに対して、「生活と命と人間の尊厳」に対する深刻な脅威が生じている根本原因は、沖縄県、とりわけ沖縄本島に米軍基地が集中し、沖縄本島の面積の約18%が米軍基地として使用されていることにある。

沖縄県における米軍基地については、1971年11月、「政府は沖縄米軍基地についてすみやかな将来の整理縮小の措置をとるべきである」とする国会決議がなされたにもかかわらず、基地の整理縮小は遅々として進まず、米軍基地(専用施設)の返還が、沖縄県以外では、約58.7パーセントと進んだのに対し、沖縄県では、復帰後、約18.2パーセントの返還にとどまっている結果、全国の米軍専用施設面積の70%以上が沖縄県内に集中し、米軍基地が沖縄本島の面積の約18パーセントを占める状況が長期にわたって固定化することとなった。この事実が、沖縄に住む人たちの「生活と命と人間の尊厳」に対する深刻な脅威を生み出す根本的原因なのである。

沖縄の負担軽減を目的として1996年12月2日に提出された「沖縄に関する特別委員会(SACO)」最終報告書に基づいてキャンプ・シュワブ沖に代替施設を建設することからスタートした辺野古新基地問題に対して、沖縄県民が、2010年以降、選挙のたびに一貫して反対の意思を表明しているのは、政府が辺野古新基地の建設を押し付けるだけで、真の目的である沖縄の負担軽減に真摯かつ不断に取り組まず、自分たちの生活と命と人間の尊厳への脅威が今後も放置され、固定化されることへの危惧や怒りの現れなのである。

4 結語

いうまでもないことであるが、弁護士・弁護士会は、基本的人権の擁護と社会正

義の実現を使命とする。

我が国の防衛問題というのは、高度に専門的かつ政治的な問題であるとしても、前述した沖縄に住む人々の人権が侵害の危険にさらされている現状は、全国の弁護士・弁護士会が取り組むべき課題である。それ故に日本弁護士連合会も、沖縄米軍基地問題を真正面から取り上げた1971年10月23日の「沖縄県民の人権保障に関する件（第1決議）」、翌1972年11月25日の「沖縄の軍事基地の整理縮小と早期撤廃に関する件（宣言）」、1986年5月31日の「沖縄の基地被害の根絶と基地の整理縮小等を求める決議」などのほか、「人権のための行動宣言」において、沖縄の米軍基地の縮小問題を取り上げ続け、2014年2月20日には、日米地位協定に関する意見書を発出しているのである。

防衛問題は、司法過程において解決を図ることが極めて難しい問題であり、基本的には民主主義過程の問題として解決されるべき課題である。

しかし、他方において、沖縄に米軍基地が偏在したのは、防衛のための米軍基地を沖縄に集中させて、他を縮小してきた結果であり、これを再び沖縄にある米軍基地の一部を沖縄以外の地域に移転させることは、どの地域にとっても苦痛を伴うことであるから、単純に多数決を旨とする民主主義過程に委ねていたのでは、この点に関する国民的合意は形成できず、沖縄の米軍基地偏在とそれに伴う人権侵害の恐れを解消できないところに、この問題の難しさがある。

この容易ならざる問題を解決するためには、政府が、多くの問題を抱えて沖縄に住む人たちの強い反対に直面し、膠着状態に陥っている辺野古新基地建設問題も含め、真摯かつ誠実に対応することによって、沖縄に住む人たちからの信頼を回復するとともに、対外的には、諸外国との交渉を通じてアジア太平洋地域全体の安全保障政策を確立することにより、軍事基地設置の必要性の低減を図り、国内においては、残る基地を沖縄県外の地域に移転することに関する国民的合意を形成し、現実に米軍基地を受け入れることとなる地域を説得し、移転を進める間も、沖縄に住む人たちに対して、将来の方向性を示した上で暫定的な負担を求めるなど、総合的に問題の解消に取り組む以外に方法はない。決して平たんな道ではないが、他に道はない。

沖縄で起こっている、住民の人権が侵害の危険にさらされている状態の解消は、政府だけでなく国民全体で解決していかなければならない問題であるが、政府がこの問題の解消に真摯かつ不断に取り組み続けていく姿勢を示さない限り、沖縄に住む人たちの納得・協力を得られないことは勿論のこと、沖縄県内から移設される米軍基地を受け入れることに対する国民的合意や、実際に米軍基地を受け入れる地域の人たちの納得・協力も得られないことは明らかである。

以上の理由から、政府に対し、辺野古新基地建設問題を含め、沖縄に米軍基地が

偏在している問題に対し、真摯・誠実かつ不断に取り組むことを求める次第である。

以 上